

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例			
条 例 番 号		平成20年神奈川県条例第46号	法 規 集	第10編第1章	
所 管 室 課		中小企業支援課			
条 例 の 概 要		中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	中小企業の振興は、国や市町村との役割分担を図りつつ、県として取り組むべき重要な課題であり、本条例により、県が計画的に施策の推進に取り組むことに加えて、中小企業者、中小企業に関する団体、市町村など様々な主体の連携・協働を促進することで、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業活性化の取組の効果がより高まるものであり、本条例は、現在においても必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	中小企業の振興に関する施策が、総合的かつ計画的に推進されており、本条例は有効である。特に、小規模企業が地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、その活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう配慮している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、県民、中小企業者その他の関係者や、学識経験者等によって構成される「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」の意見を聴いた上で「中小企業・小規模企業活性化推進計画」を定め、施策の実施状況を検証し、その結果を施策に反映させることとしている。これにより、中小企業の振興に関する施策が、効果的・効率的に推進されている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン 実施計画」のプロジェクト6「経済・労働」の施策体系に適合している。			新かながわグランドデザイン実施計画 プロジェクト6 経済・労働
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の基本理念に則り、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				